

# 松川ゆうじ後援会 規約

(名称・所在地)

## 第1条

本会は、「松川ゆうじ後援会」と称し、主たる事務所を須賀川市におく。

(目的)

## 第2条

本会は、松川勇治氏の政治活動を支援し、須賀川市の発展と住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

## 第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 後援会、座談会、意見交換会、勉強会等の開催
2. 機関紙、その他印刷物の発行及び配布
3. 関係諸団体との連携・協力
4. その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

## 第4条

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

## 第5条

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、幹事若干名、監事2名、事務局長1名、会計責任者1名、必要とする役員。

(役員を選出及び任期)

## 第6条

1. 役員は総会において選出する。
2. 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

## 第7条

1. 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

## 第8条

本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充当する。

(会計年度)

## 第9条

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(規約の改廃)

## 第10条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

## 第11条

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和5年6月21日より実施する。